

オミクロン株感染拡大期における町立小中学校での休校等の基準について【令和4年2月15日時点】

状況	基準	対応
児童・生徒の陽性が判明	① 陽性となった児童・生徒が「感染可能期間」に登校するなど、学級内での感染拡大が予測される場合 ② 同じ学年の複数の学級を閉鎖するなど学年全体に感染拡大が予測される場合 ③ 複数の学年を閉鎖するなど学校全体に感染拡大が予測される場合 ※1 学級内での感染防御が十分である場合には、感染拡大が予測されないと判断し、学校活動を継続する。 ※2 同一の「感染可能期間」に複数名の感染が判明するなど感染が広がっていると判断する場合は、対象となる児童生徒を「濃厚接触者」とみなす。	① 5日間程度の学級閉鎖 ② 5日間程度の学年閉鎖 ③ 5日間程度の学校臨時休業 ※「濃厚接触者」とみなす児童・生徒は待機期間(7日間)を出席停止とする。
教職員の陽性が判明	※陽性となった教職員「感染可能期間」の出勤状況を確認し、児童・生徒の対応に準じます。	

上記の対応は目安であり、必要に応じて乙訓保健所と協議の上、速やかに対応を決定します。

上記の対応により、教職員数が不足し、運営が不可能となった場合には、一定期間、学級もしくは学年閉鎖または臨時休校とする場合があります。

※1)感染防御が十分である場合とは、「マスクの着用」、「食事中における会話を控える」などに該当するものを言います。

※2)「濃厚接触者」とみなす際は、日々、変異株に関する知見が変化していることから、その時点ごとの状況や得られている知見に基づき、保健所の意見を踏まえて判断します。